

## 板橋区立保育園短時間保育士設置要綱

(令和元年11月25日 区長決定)

(令和4年4月1日 一部改正)

(令和5年4月1日 一部改正)

(令和6年4月1日 一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区立保育園（以下「区立保育園」という。）における利用者の多様化する保育需要に柔軟に対応するため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、区立保育園短時間保育士（以下「短時間保育士」という。）の設置、任用、勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 短時間保育士の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

### (職務)

第2条 短時間保育士Ⅰ、Ⅱ及びⅢは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による保育の実施に必要な職務を行う。

(1) 保育に欠ける乳児及び幼児の保育に関すること。

(2) その他、前号に付随すること。

### (設定数)

第3条 短時間保育士の設定数は4人とする。

### (任用)

第4条 短時間保育士Ⅰの任用については、保育士の資格を有する者の中から選考し、区長が任用する。

2 短時間保育士Ⅱは、前項に加えて、短時間保育士Ⅰにおいて7年以上の任用経験を有する者又はこれに相当する経験を有すると認められる者の中から、区長が任用する。

3 短時間保育士Ⅲは、第1項に加えて、短時間保育士Ⅱにおいて7年以上の任用経験を有する者の中から、区長が任用する。

4 任用に当たっての選考の方法は、子ども家庭部長が別に定める。

5 短時間保育士の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。

6 短時間保育士の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 短時間保育士として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (3) 健康診断書(細菌検査を含む。)
- (4) その他子ども家庭部保育運営課長(以下「課長」という。)が必要と認める書類

(任期)

第6条 短時間保育士の任用及び任期の更新に当たり、区長は職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。

- 2 区長は、短時間保育士の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 短時間保育士に対する分限は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び職員の分限に関する条例(昭和35年板橋区条例第14号)の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 短時間保育士に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例(昭和35年板橋区条例第15号)の定めるところによる。

(服務)

第9条 短時間保育士の服務は、東京都板橋区服務規程(昭和44年板橋区訓令甲第2号)による。

(勤務時間等)

第10条 短時間保育士の勤務時間等は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、4週間において20日とし、勤務日は、職員の勤務時間・休憩時間等に関する規程(平成10年板橋区訓令第23号)を準用し、板橋区立保育園長(以下「園長」という。)が定める。
- (2) 勤務時間は、1日につき5時間45分とする。
- (3) 園長は、別表を基本として勤務時間を割り振るものとする。
- (4) 休憩時間は45分とする。
- (5) 前項に定めるもののほか、短時間保育士の勤務時間等に関する場合は、会計年

度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（勤務場所）

第11条 短時間保育士の勤務場所は、課長が定める。

（休暇等）

第12条 短時間保育士の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）

第13条 短時間保育士における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

（給与及び費用弁償）

第14条 短時間保育士の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

（公務災害補償）

第15条 短時間保育士の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第16条 短時間保育士の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

（研修）

第17条 短時間保育士に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第18条 短時間保育士の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和59年板橋区規則第10号）の定めるところによる。

(被服)

第19条 短時間保育士に対する被服の貸与は、東京都板橋区被服貸与規程（昭和35年板橋区訓令甲第6号）の定めるところによる。

(人事評価)

第20条 短時間保育士の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成8年板橋区訓令第20号）の定めるところによる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 発 令 通 知 書

(氏名)	
(所属) 子ども家庭部 保育運営課 保育園	
(発令内容)  職 名 短時間保育士 任用期間 年 月 日から 年 月 日まで 報 酬 会計年度任用職員の給料及び報酬の額を定める規則のとおり	
年 月 日  発令権者 板橋区長	

## 勤務条件通知書

年 月 日	
様 事業場名称・所在地 任命権者職氏名	
契約期間	期間の定め有り(※) ( 年 月 日～ 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
勤務日数、始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 勤務日数 2 始業・終業の時刻等 始業(時 分)、終業(時 分) 3 休憩時間(分) 4 所定時間外労働の有無(有・無) ○詳細は、板橋区 設置要綱第 条による。
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他( ) ・非定休日；週 月当たり 日、その他( ) ○詳細は、板橋区 設置要綱第 条による。
休暇	1 年次有給休暇 付与日数： 日 ※詳細は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり 2 その他の休暇 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり
報酬	1 基本報酬・イ 月 額( 円)、ロ 日給額( 円)、 ハ 時間額( 円) ニ その他( 円) ホ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ( 手当 円/：計算方法： ) ロ( 手当 円/：計算方法： ) ハ( 手当 円/：計算方法： ) ニ( 手当 円/：計算方法： ) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超( )%、所定超( )%、法定内( )% ロ 休日 法定休日( )%、法定外休日( )% ハ 深夜( )% 4 報酬締切日－毎月末日 5 報酬支払日－翌月15日(土・日・祝日は前営業日)
退職に関する事項	1 定年制(有・無) 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手続 [ ]
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金( ) 共済組合(短期組合員)( ) その他( ) ・雇用保険の適用( ) ・その他(年度途中の増額・減額改定により、上記の報酬等が変更になる場合あり)

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない ・その他( )] 2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他( )]
-------	---